

焼津市外部公益通報等対応事務取扱規程を次のように定める。

令和4年 5月 30日

焼津市長 中野 弘道

焼津市外部公益通報等対応事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項の規定及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁制定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、外部の労働者等からの法に基づく公益通報等を適切に取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（本市の職員を除く。）及び事業者の法令（地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）の遵守を確保する上で必要と認められるその他の者をいう。
- (2) 市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (3) 通報 法に基づく通報対象事実その他の法令に違反する事実（以下「通報対象事実等」という。）が生じ、又は生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。
- (4) 外部公益通報 外部の労働者等が市の機関に対し行う法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報をいう。
- (5) 外部公益通報に準ずる通報 次に掲げる通報をいう。
 - ア 事業者の法令の遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し行う、第5条第1号又は第2号に掲げる要件を満たす通報
 - イ 外部の労働者等が、通報対象事実以外の法令に違反する事実が生じ、又は生じようとしている旨を当該法令に違反する事実について処分又は勧告等の権限を有する地方公共団体に対し行う、第5条第1号又は第2号に掲げる要件を満たす通報
- (6) 所管課 市の機関のうち、通報対象事実等に関し処分又は勧告等に係る事務を所管

する課（課に相当する室、所等を含む。）をいう。

（総括通報等責任者及び通報窓口の設置）

第3条 通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 市の機関に対する通報に応じ、適切に対応するため、総務部総務課に通報受付のための窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

3 通報窓口は、次に掲げる事務を行う。

（1）通報の受付

（2）通報者及び所管課との連絡調整

（通報の受付等）

第4条 通報窓口は、外部の労働者等から通報を受け付けたときは、通報をした者（以下「通報者」という。）の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実等の内容を聴取するとともに、通報者に対して次に掲げる事項について説明を行うものとする。

（1）通報への対応に関与する職員には、秘密保持義務があり、通報者を特定させる事項その他通報に係る情報の共有は制限される等通報に関する秘密は保持されること。

（2）個人情報は保護されること。

（3）通報受付後の手続に関すること。

2 通報が、通報窓口を経由せず、直接所管課になされた場合には、所管課は、速やかに当該通報を通報窓口に取り次ぐものとする。

3 通報窓口は、受け付けた通報に係る通報対象事実等が市の機関が処分又は勧告等の権限を有するものであるときは、これを外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報として受理することの可否について検討し、受理することとしたときはその旨、受理しないこととしたとき（情報提供として受け付けることとしたときを含む。）は受理しない旨及びその理由を通報者に通知するものとする。

4 前項の規定に基づき、外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報として受理することとしたときは、通報窓口は、所管課に対し調査を依頼するものとする。

5 通報窓口は、受け付けた通報に係る通報対象事実等が、市の機関が処分又は勧告等の権限を有しないものであるときは、通報者に対し、遅滞なく当該通報対象事実等に関し処分又は勧告等の権限を有する他の行政機関を教示することその他適切な措置をとらなければならない。

（調査の実施）

第5条 所管課は、前条第4項の規定により調査の依頼があった通報の内容が、次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、正当な理由がある場合を除き、調査を実施するものとする。

（1）通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるものであること。

（2）通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面が提出されたものであること。

- ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- イ 当該通報対象事実等の内容
- ウ 当該通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- エ 当該通報対象事実等について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

(3) 法第3条第1項第2号の趣旨を踏まえ、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められるものであること。

2 所管課の職員のうち、通報対象事実等に関して特別の利害関係を有する次に掲げるものは、前項の調査に関与することができない。

- (1) 法令に違反する行為等の発覚又は調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査、措置等の検討又は実施を阻害し得る者

3 所管課は、第1項の規定に基づく調査を実施する場合はその旨、調査を実施しない場合にはその旨及びその理由を通報窓口に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた通報窓口は、所管課が外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報として調査を実施する場合はその旨、調査を実施しない場合にはその旨を通報者に通知する。

(調査結果に基づく措置の実施)

第6条 所管課は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、前項の措置を講じた場合には、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、その内容を通報者に対し遅滞なく通知する。

(対応概要の報告)

第7条 所管課は、前条第2項の規定による通知をすることにより通報への対応を完了したときは、通報窓口に当該対応の概要を報告するものとする。

(協力及び連携)

第8条 市の機関及び通報窓口は、市の機関以外の行政機関が実施する外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報に基づく調査に対する協力の要請があったときは、正当な理由がある場合を除いては、当該要請に応じ、必要な協力をを行うものとする。

2 複数の市の機関が関与する外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報については、当該市の機関が連携して調査を行い、及び措置を講ずることにより、相互に協力して対応を行うものとする。この場合において、通報者への通知、通報窓口への対応の概要の報告等を行う機関は、事案の内容に応じ協議により決定するものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第9条 通報への対応に関与した職員（通報への対応に付随する職務等を通じて通報に関する秘密を知った者を含む。）は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報への対応に関与した職員は、当該対応において知った個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報への対応に関与した職員は、通報への対応の各段階及び通報への対応が終了した後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限とすること。
- (2) 通報者を特定させる事項については、通報に対する対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を次号に規定する同意を得て開示する場合を除き、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対し開示しないこと。
- (3) 通報者を特定させる事項を情報の共有が許容される範囲外の者に開示する場合には、通報者の書面、電子メール等による明示の同意を得ること。
- (4) 前号の同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について通報者に対し明確に説明すること。

(情報の管理等)

第10条 通報窓口及び所管課は、通報者に関する情報、調査により取得した調査対象者その他の利害関係人に関する情報等の個人情報については、焼津市個人情報保護条例（平成14年焼津市条例第35号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

2 通報窓口及び所管課は、外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報への対応のために作成し、又は取得した文書については、焼津市処務規程（昭和47年焼津市訓令甲第1号）に基づき、適正に管理しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか外部公益通報その他の外部からの公益に関する通報への対応に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和4年6月1日から施行する。